

無料相談

耐震診断・耐震改修の相談窓口の設置について

平成25年11月25日に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正施行されすべての建築物について耐震診断及び必要により耐震改修の努力義務が課され、一定の建築物については耐震診断が義務化されるとともに耐震診断結果の公表も行われることとなりました。

これらの状況を踏まえ、国土交通大臣指定耐震改修支援センター、一般財団法人日本建築防災協会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の連携指導のもと、公益社団法人愛知県建築士事務所協会では、建築物の耐震診断、耐震改修の円滑な実施に資するため、平成26年1月20日付で下記のとおり相談窓口を設置しました。この相談窓口により、建物所有者等からの耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談に無料で応じてまいります。

相談窓口の設置期間は、平成27年度末までとされています。

記

1 無料相談の実施

① 電話相談

事務局で対応できる軽微な質問等を受け付けます。

② 定例相談会

建築士（技術者）による相談会（面談）を原則として月4回程度実施します。相談会会場は、公益社団法人愛知県建築士事務所協会内に設けます。

相談者は、無料で耐震診断、耐震改修の実施に伴う相談を協会会員建築士事務所の建築士にすることができます。

この相談を希望する場合は、相談申込書（様式は、ホームページに掲載）をFAXで送っていただきます。

後日、相談日時決定日時をご連絡しますので、その日時に当協会までお越しいただきます。

③ 相談員の派遣

必要に応じ、構造専門の建築士等（技術者）が出向いて建物所有者の相談に応じます。無料で派遣します。ただし、回数は、1件につき1回とします。相談時間は、原則1時間30分以内に限らせていただきます。

この派遣相談を希望する場合は、①と同じく、相談申込書をFAXで送っていただきます。後日、相談日時決定日時をご連絡し、その日時に派遣いたします。

但し、所有者から出向を依頼された場合、相談窓口が必要と判断したときさせていただきますので、ご了承願います。

2 相談の申し込み先

あらかじめ、電話で相談された上、当協会あて相談申込書に必要事項を記入の上、ファックスでお送りください。

公益社団法人愛知県建築士事務所協会

TEL 052-201-0500

FAX 052-201-0508

相談申込書は、ホームページURL <http://www.aichi-jimkyo.or.jp/taishin/> から入手できます。

3 相談内容について

改正耐震改修促進法の趣旨に合致する耐震診断・耐震改修に関する相談で、例えば以下のような内容を想定しています。

- ① 改正耐震改修促進法の内容についての相談
- ② 耐震診断・耐震改修の補助制度についての相談
- ③ 耐震診断・耐震改修の設計を誰に頼んだらよいかの相談
- ④ 耐震診断義務化建築物の耐震診断を行う場合の資格者についての相談
- ⑤ 耐震診断・耐震改修の費用、工事期間についての相談

などに、信頼できる建築士事務所協会の会員建築士（技術者）が相談に乗り、より安心のうちに、速やかな耐震改修が進められるようサポートしてまいります。

耐震診断・耐震改修の無料相談の流れ

